

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 4 号
2 0 1 8 年 5 月 2 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「軸箱フラッシング工程変更」に関する申し入れ

現在、台検の輪軸グループでは軸箱のフラッシングを行っているが、N700系のT軸については、速度発電機取り付け部に仮蓋を取り付けてフラッシングを行い、その後台車組立において速度発電機（速発）の取り付けを行っている。今回その作業を輪軸組立時に速度発電機を取り付け、その後フラッシングを行うという大幅な作業工程変更を行おうとしている。所長も3月の点呼で「異物混入のリスクを最大限回避するため」とし、「要員の変更もある」と訓示している。

要員変更を伴う大幅な作業変更にも関わらず、いまだ労働組合への説明もないままである。この作業変更には大きなリスクを伴う様々な問題がある。

よって、以下の通り申し入れるので、早急に協議の場を設定すること。

記

1. 今回の軸箱フラッシング工程変更に伴い要員体制に変更があるのか明らかにすること。また、工程変更については、あらかじめ労働組合に提案すること。
2. 軸箱フラッシング工程変更に伴い要員の配置は、どのように変更するのか明らかにすること。
3. B担務C担務の配置と作業内容を明らかにすること。
4. 設備の変更があるのか明らかにすること。
5. 作業工程と作業方法を明らかにすること。
6. 液状ガスケットの乾燥時間を明らかにすること。
7. 軸箱フラッシング工程変更に伴う作業員への安全対策を明らかにすること。
8. 軸箱フラッシング工程変更に伴う速度発電機、リード線、キャノンの破損、断線等防止対策について明らかにすること。

9. 軸箱フラッシング工程変更に伴う速度発電機、リード線、キャノンの破損、断線等についてはすべて会社で責任を持ち、現場作業者に責任転嫁しないこと。

以上